

令和6年度愛媛地方最低賃金審議会第1回小委員会 議事録

日時

令和6年7月22日(月) 13:25～14:02

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階)

出席者

公益代表委員

井上委員長、宮谷委員長代理、森本委員

労働者代表委員

白石委員、竹箇平委員、竹本委員

使用者代表委員

小野委員、小池委員、八塚委員

事務局

佐藤労働基準部長、三好賃金室長、渡邊賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 委員長及び委員長代理の選任について
- 3 愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性について
- 4 その他
- 5 閉 会

議事

賃金室長

ただ今から、愛媛地方最低賃金審議会小委員会を開催いたします。

各委員の皆様には、大変お暑い中、また、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は本年度の、第1回目の小委員会となりますので、委員長、委員長代理が選任されるまでの間は、事務局で議事を進行いたしますので、よろしく願います。

本日は、委員全員に出席いただいておりますので、愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱第5条第1項に定める定足数に達しており、本日の小委員会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の会議は公開としておりますが、傍聴される方におかれましては、注意事項を守って傍聴いただきますようお願いいたします。

はじめに、配布資料ですが、第 1 回小委員会資料を配布させていただいております。また、本年 7 月 8 日の本審で配布した別冊資料も本日の小委員会に、持参のお願いをしていますが、いずれの資料も各ページの右下に、ページ数を付けております。説明時にはこのページ数をお示しして説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、別冊資料につきましては、申出人を構成する労働組合の協定内容など個別企業や労働組合の情報が含まれておりますので、委員の皆様限りの非公開資料とさせていただきます。取り扱いには、御留意をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議事に入る前に何点か、御説明をいたしたいと思えます。

この小委員会は、「特定最賃の各産業別賃金の改定の必要性の有無」を審議するために、設置された小委員会でございます。

運営要綱は、資料 6 ページでございますので、御確認をお願いいたします。

それでは、議事項番 2 「委員長及び委員長代理の選任について」に入ります。

愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱第 3 条第 2 項により、「委員長及び委員長代理は、公益代表委員において協議を行い選任する。」となっております。

公益委員の皆様で、既に御協議いただいていると伺っておりますので、協議結果の発表をお願いいたします。

井上委員

公益委員の間で協議いたしました結果、委員長に私、井上、委員長代理に宮谷委員ということとなりました。

賃金室長

ありがとうございます。ただ今、協議の結果、委員長は井上委員、委員長代理は宮谷委員と決定いたしましたのでよろしくお願いいたします。

(委員長、委員長代理の名札を両委員の名札の横に置く)

賃金室長

それでは、以降の進行を井上委員長をお願いいたしたいと思えます。

井上委員長

委員長を務めさせていただきます井上です。よろしくお願い致します。

各委員の皆様には、限られた時間の中で、それぞれの立場から非常に難しい御判断をいただかなければならないこともあろうかと思いますが、円滑に審議が進められますように、御協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事次第に従って議事を進めます。

議事項番3「愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性について」に入ります。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無については、「個別の事業所の賃金体系」、「労使協定や労使確認書の内容」、「労働契約の内容」など個々の企業や労働者に係る具体的な数値や実情といった情報を提示しながらの審議となります。これらの企業経営上の具体的な情報は、公開することが難しいため、本件の審議は非公開とした方がよいと考えますが、皆様はいかがでしょうか。

(一同異議なし)

井上委員長

それでは、「愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱第9条」及び「愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領」第3条第3号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当すると判断されますので、小委員会の会議での「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議」については非公開で審議することといたします。

具体的な「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議」になった段階で傍聴されている皆様には退席をお願いすることとなりますので、あらかじめ御承知おきください。

それでは、事務局から、特定最低賃金改正の申出書の審査結果と、特定最賃の改正手続きの概要等について説明をお願いします。

賃金室長

まず、机置きとさせていただきます「愛媛県で適用する最低賃金一覧」のチラシを御覧ください。

愛媛県の特定最賃については、現在、5業種あり、適用される産業分類、適用除外年齢及び業務、発効年月日、最低賃金額が決められております。

今回、このうち4業種の特定最低賃金につきまして、改正を求める申出書の提出があり、事務局で形式審査を行いましたところ、全て要件を満たしておりましたので、正式に受理をしたところでございます。

それでは、特定最低賃金額改正手続きの概要から御説明いたします。

資料12ページを御覧ください。

こちらに、最低賃金法第15条を記載していますが、特定最賃の改正や廃止決定を行う際の根拠条文となります。具体的には、ローマ数字の決定等の要件を御覧ください。

特定最賃の改正又は廃止を決定するためには、～の要件をすべて充たす必要があります。

そして、ただ今は、～の要件のうち、最賃法第15条第1項に基づく申出が労働者側からなされたところでございます。

今後は、本小委員会において必要性の有無について審議調査をいただき、必要性有りと結論となった場合には、ここからは、地域別最賃と同様の要件となりますが、～の要件を充たす流れで進めていくこととなります。

資料13ページを御覧ください。

こちらは、先ほどの最賃法第15条の要件を満たすための、調査審議等の流れを図示したものでございます。

その次の14ページを御覧ください。

こちらのフローチャートは、先ほどの調査審議の流れをより具体的に、フローチャートに表したものとなっております。

このフローチャートでは、現在、上から3つ目の四角で囲んでいる第2回～第～回地方最低賃金審議会というところになります。本日を含め3回の小委員会で必要性についての審議をいただきます。第1回本審にて、必要性について調査諮問をさせていただきましたが、第4回本審では、小委員会の結論を報告、追認して、必要性有りの答申をいただいた業種について、さらに金額改正についての調査諮問をさせていただくこととなります。その後、特定最賃の専門部会を設置して、それぞれの専門部会で金額審議を行っていただき、その結果を答申としていただくという流れとなっております。

そして、異議の申出があった場合には、いわゆる異議審を開催し、最終の答申を出していただき、この答申を踏まえ労働局長が改定金額を決定するということとなります。

時間の都合で概要のみとさせていただきましたが、以上が、特定最賃の金額改定の大まかな流れということでございます。

それでは、次に、特定最賃の金額改定決定までの流れのスタートとなります、特定最賃の改正または廃止の申出要件について説明をさせていただきます。

冒頭に、4業種の申出書を審査し正式に受理をしたと申し上げましたが、この書式審査上のポイントを中心に、御説明したいと思います。

資料16ページを御覧ください。

これは、昭和61年2月14日付けの中央最低賃金審議会答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」の別添「新産業別最低賃金の運用方針」の申出の要件等の部分の抜粋でございます。

昭和61年当時は、産業別最低賃金、新産業別最低賃金と呼ばれておりましたので、特定最賃ではなく、このような表記になっています。

中ほどに、1(1)ロに特定最賃改正の申出の要件として、(イ)(ロ)の二つのケースが記載されています。

一つは、(イ)のいわゆる労働協約ケースで、もう一つは(ロ)の公正競争ケースというものです。

いずれも、重要部分に下線を引いてありますので、後ほど御確認いただければと思います。いずれも申出の要件として、同業種の適用を受ける基幹的労働者の「概ね3分の1」という定量的要件が課されています。ただ、異なるのは、労働協約ケースは、賃金の最低額に関する定めを含む労働組合法に基づく労働協約が適用される者の数であるのに対して、公正競争ケースの合意は、労働協約がない場合でも、労働組合のない企業の労働者代表との労使協定、機関決定、署名等の個別合意等でも「概ね3分の1」というのは具体的に30%以上であれば了解としております。

なお、労働協約ケースにおいては、最も低い労働協約の金額が、改定する当該特定最低賃額の上限となることに御留意いただけたらと思います。

また、資料17ページは、公正競争ケースの運用面の問題点、その制度の概念、考え方についてお示しさせていただいております。平成4年5月15日の中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告として取りまとめられておりますので参考にしていただけたらと思います。

次に資料11ページに戻り資料3の「特定最低賃金(改正)申出書形式審査一覧表」を御覧ください。こちらは、今年度の特定最低賃金改正申出書の形式を審査して一覧表にまとめたものです。今年度は4つの産業から愛媛労働局長あて提出があり、審査の要点としては、の数値になるのですが、30%以上となっているということで、要件を満たしているということになり、4業種とも改正の申出書を正式に受理させていただいたところ です。

なお、の欄に申出のケースとして、公正競争か労働協約を記載しております。

また、別冊資料には、4業種の申出書書類一式の写しを綴ったもので、これらの書類から先ほどの資料3を作成しております。別冊資料の中身については、説明を省略させていただきますので、後ほど御確認いただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

井上委員長

ただ今の特定最賃の改正手続きの内容や、改正申出書の内容、審査結果等の内容について、御質問等がありましたらお願いします。

(質問等なし)

○井上委員長

よろしいですか。

それでは、ただ今から、「愛媛県特定最低賃金の改正の必要性の有無の審議」に入りま

す。

傍聴されている方は、ここで御退席いただきますようお願いいたします。

(傍聴人退席)

井上委員長

それでは再開します。

まず審議方法について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

本日は、労働者側から特定最賃改正の申出があった4業種について、業種ごとに、使用者側委員の皆様から「必要性有り」か「必要性無し」かについて、御意見を聞かせていただきます。

「必要性有り」に御同意いただける業種は、そこで審議を終えます。

使側委員の皆様が、この場では、「必要性有り」に御同意が難しい業種、または「必要性無し」と判断する業種は、その旨の御意見をいただき、次回以降の小委員会で審議することと致します。

そして、詳細な審議は次回以降となることを踏まえ、使側委員の皆様の御意見についてなにか御質問等があれば、御発言をお願いします。

また、小委員会の会議は、原則公労使委員全体で進めてまいります。公労使それぞれの側から申出があれば、公労、公使委員等の個別の協議や、各側委員で打合せする場を設けることといたします。

なお、「必要性有り」とする業種は、専門部会の金額審議では、現行から1円以上引き上げることと、地域別最賃以上の金額に引き上げることが前提となりますので、御留意願います。

それから、労働協約ケースについては、関係労使が合意した労働協約の最低額が、金額審議における上限額になります。これは、法定最低賃金額を、労使協約額を超えて決定することは、当該協約を無効にし、関係労使、少なくとも使用者側の意向に反するものとして、協約額の最下限が金額審議の事実上の上限となるというものです。

よって、はん用機械は別冊資料17ページ以降のとおり協約の最低額が、1,050円になることから、現行の特定最低賃金からの引上げ額の上限は53円となり、電子部品・電気機械器具は別冊資料50ページのとおり協約の最低額が1,161円になることから、現行の特定最低賃金額からの引上げ額の上限は174円となることに御留意願います。

事務局からは以上でございます。

井上委員長

ただ今の事務局の説明について、御質問等あればお願いします。

(質問等なし)

井上委員長

それでは、使用者側の委員の皆様から、業種ごとに、改正申出書の内容、現在の業況等を踏まえて、改正決定の必要性の有無について、御意見をお願いいたします。

八塚委員

それでは、私の方から包括的に申し上げますが、改正の申し出がありました4業種の特定最賃の改正の必要性につきましては、使用者側といたしましては、昨年と同様に「改正の必要性有り」という結論であります。

ただ、先ほどの「原材料費やエネルギー価格の高騰」とか、「消費の低迷」ということで、非常に厳しい状況はございます。

ただ、一方では地域の基幹産業であること、一定の対応が必要であろうということ、そういった総合的な視点からの「改定することもやむを得ない」というところがございますので、実情については御理解をいただきたいということで、個々の業種ごとの説明をさせていただいたらと思います。

若干長い業種もございますが、色々と承ってきておりますので、お聞きいただけたらと思います。

まず、「パルプ、紙製造業最低賃金」から申し上げますが、紙・パルプ業界の関係者は毎回おっしゃっているのですが、今回も言うのですけれど、「紙・パルプ業界の使用者としては、特定最低賃金の制度自体が屋上屋を重ねている制度ではないか」、「特に近年の地域別最低賃金の急激な引き上げに伴い、増々その傾向が強くなり、特定最賃の制度自体を見直すべきでないか」という疑問自体を持っています。

そういった基本的なスタンスを持っておられることが前提ではありますが、具体的な話に入りたいと思います。

まず、紙・パルプ製造業の現状ですが、ITの進展に伴いまして、紙ベースでの書類のやり取りが、IT機器での情報のやり取りに代わってきております。オフィスの需要が減少しております。

また、新聞とか書籍も電子媒体で読むといった消費行動に変化しております。

そういうことで、グラフィック用紙離れが進んでいます。紙生産量を見ますと、2008年の生産量が最大だったみたいで、358万トンでした。358万トンの内の67%、240万トンがグラフィック用紙だったみたいです。

去年は、総生産量自体が277万トンに落ち込み、グラフィック用紙は、その半分近くまで激減しているということで、グラフィック用紙の生産設備を止めたり、廃棄したり、

段ボールのパッケージング用紙や衛生用紙へ生產品種を転換したり、セルロースナノファイバー等の新素材開発にも取り組んでいるところですが、資金面、販売面、技術面等色々課題があるみたいで、一朝一夕にはかなわないという実情がございませう。

この「紙・パルプ製造業」、原料や燃料は海外に依存しております。販売先は内需が中心でございます。ロシアのウクライナ侵攻とか、イスラエルのガサ地区侵攻の長期化というのは、供給不足とか、価格高騰につながってきております。また、為替相場の円安の傾向が単独企業では如何ともし難いコストアップにつながっております。

また、価格転嫁の面におきまして、この数年間で4、5回以上転嫁を認めてもらった品種もあるようなのですが、製品価格での転嫁率は50%程度ということで、供給先のコストアップにつながるということで、紙の使用量を減らされるとか、単価の安い品種にシフトされるとか、そういった負のスパイラルに陥っている現状がございませう。

なお、労働環境におきまして、「紙・パルプ製造業」は装置産業でございまして、効率化の観点から昼夜連続操業が基本であるので、事業者は昼夜交代の三交代勤務で対応しているところですが、近年の若年層からは平日のお昼の勤務以外は敬遠される傾向が顕著であるということで、高度経済成長期なら交代手当や深夜手当で、昼勤よりも収入が多く得られることから、希望される方は多くいらっしゃるみたいですが、現在の若者気質かもしれませんが、賃金の多い少ないというよりは、友人、知人と休日を過ごしたいというような若者が多くを占めておりまして、人材確保が一段と厳しい状況もうかがわれます。

そういった実情の中におきまして、「紙・パルプ産業」は東予地域の基幹産業でございますし、人材も欲しいので、厳しいながらも対応が必要であろうということで、「改正の必要性有り」とすることもやむを得ないということでございませう。

金額審議の際は、先ほど述べた実情も十分に踏まえながら、議論が出来ればと思ひます。「紙・パルプ製造業」については以上です。

次に、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」の特定最賃でございますが、これにつきまして原材料価格とか電気代の高騰とかいったコストが増大する中におきまして、下請け業者においては、コストの高騰を価格に十分転嫁できていないということで、事業環境は厳しい状況でございます。

特に家族経営で事業を行っているような零細事業者におきましては、近年の物価の高騰や人件費の上昇に対応できないということで、廃業を検討している声も聞こえてきているところでございませう。

ただ、業績が持ち直している分野もございまして、業界全体を総体的に考えれば、それなりに賃金を払っていかないといけないだろうということで、「改正の必要性有り」とすることも仕方ない、やむを得ないということでございませう。

続きまして、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」関係でございます。

この業種も、令和5年度の特定最低賃金の金額が987円ということで、徳島県の983円とか、香川県の982円よりも若干高めの設定になっております。

これは過去にはこの業種の大手事業者、「松下寿」などが県内各地にありましたけれども、そういった大手事業所が存在していたことで、ある程度その事業所の賃金単価に引っ張られていったということで、こういった水準になっているものと思います。こういった大手事業所が少なからず撤退している現在の状況の中では、その水準が本当に地域の水準に適合しているのかといった点については、十分検討する必要があるものと考えております。

また、業界の状況といたしましても、半導体関係は芳しくない状況のようございまして、コロナ禍の時期よりかは若干回復しているのかもしれませんが、まだ巻き返しているという印象ではないということでございます。

ただ、人手不足感も続いておりまして、賃上げは中小にとって厳しいところでございますけれども、人材確保の意味でも「必要性有り」とするのもしやむを得ないものと考えております。

最後、「船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金」関係でございます。

造船業界におきましては、輸出船については手持ち工事量が増えてきております。2024年6月末時点での手持ち工事量、3,025万総トンというようなことで、3,000万総トンを超えるのは、2016年12月以来の状況があります。

しかしながら、内航船の方は、物価とか人件費の上昇分を上乗せした船価に対しまして、運賃とか傭船料は十分上昇しておりません。そういうことで新造船建造の引き合いがあっても、契約に至らない状況が続いております。

昨今の円安は輸出船を手掛ける造船所には基本的にプラスの方向に働いているのですけれども、内航船とか近海船を主力とする造船所は円建ての契約でございますから、円安の恩恵は受けておりません。むしろ鋼材とか、電気料金、輸入資材、そういったもののコストの上昇により、大変苦労しておりまして、また、人手不足により建造能力も落ちております。

このように建造量を維持していくためには、多くの課題を解決していかななくてはならない状況が造船業界にはあるのですけれども、一方で人材を確保するためには、生産性を高めて稼ぐ力を飛躍的に高めて魅力ある産業に生まれ変わらなければならないという危機意識も持っているところでございます。

今治は、日本最大の海事都市でありまして、造船業は今治地域を代表する産業でありますことから、業界として厳しいながらも、それなりの賃金を支払う必要があるものと考えておりまして、「改正の必要性有り」とするのもしやむを得ないものと考えているところでございます。

以上、4業種について説明をいたしまして、いずれも「改正の必要性有り」の結論でございます。

私からの説明は以上です。

井上委員長

そのほか、お二方からの御意見はありませんか。

(使用者側委員意見なし)

井上委員長

そうしましたら、御意見ありがとうございました。

以上で、愛媛県特定最低賃金4業種について、改正決定の必要性の有無について、使用者側の御意見を確認させていただきました。

4業種いずれも、「改正決定の必要性有り」という御意見をいただきましたので、その旨本審に報告いたします。

それでは事務局が報告書を作成しますので、それまでの間、しばらくお待ちください。

(報告書作成の間、休憩。傍聴者帰宅を確認)

井上委員長

それでは、ここから公開となりますが、傍聴の方は帰られたとのことですので、再開します。

事務局から今後の流れの説明をお願いします。

賃金室長

本日、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、審議した結果、「パルプ、紙製造業」、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船用機関製造業」については、「改正決定の必要性有り」となりました。

よって、今後、特定最賃の改正決定の必要性有りとして、8月21日予定の本審において委員長名をもって会長あて文書で報告を行い、会長より答申をいただきたいと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

井上委員長

そうしましたら、次の議事項番4「その他」です。本日、あらかじめ用意された議題はすべて終了しておりますが、ほかに質問等ありましたらお願いします。

(質問等なし)

井上委員長

それでは最後に、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

賃金室長

これから案内を予定しておりますけれども、7月31日(水)に第2回本審が、若草合同庁舎7階共用大会議室で13時30分から開催となっております。公益委員の皆様は、この7月31日の第2回本審に先立ち、公益委員会が若草合同委庁舎7階共用小会議室で13時より開催となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

井上委員長

それでは、以上をもちまして、第1回小委員会を終了いたします。

委員の皆様、ありがとうございました。